記載

令和3年8月1日以降、変更事由がなかったことから変更届を提出する ことなく、許可更新申請を迎えた場合。(Q&A6関係) (例)令和3年7月31 日時点の業務を行う役員:薬事太郎 令和3年8月1日時点の責任役員:薬事太郎及び浜田次郎 以降、全ての事項において変更事由がなく更新申請する場合。

高度管理医療機器等

販売業 貸与業

許可更新申請書

許 可 番	号。	及び	年 月	日	指令出保第●●号平成●●年●月●日
営業	所	Ø	名	称	県庁機器販売出雲店
営 業	所	の所	在	地	出雲市塩冶町223-1 県庁ビル3階
営業所の	)構:	造設值	帯の様	死 要	従来のとおり
兼営	事	業の	種	類	<del>薬局、</del> 医薬品販売業、医薬部外品販売業、化粧品販売業、 管理医療機器販売業、一般医療機器販売業、 <del>毒物劇物販</del> <del>売業、その他( )</del>
(法人	•	あっ	ては	,	*** 事 <b>人</b> 的 * 6 m * 6 m *
薬 事 に 責任をす		す る る 役 員	業務		<b>薬事太郎 浜田次郎</b>
変更内容	事			項	変更則変更像
及义门谷	羽	更なし			
業務に責任を有する役員を含む。)の欠約申請者(法人にあつては、薬事に関	(1)				D規定により許可を取り消され、取 <b>全員なし</b> を経過していない者
	(2)	汁笠TF 久のり笠1 頂の担党により改領も取り巡され			
	(3)				せられ、その執行を終わり、又は執 なくなつた後、3年を経過していな <b>全員なし</b>
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者			
	(5)	麻薬、	大麻、	あへん	ル又は覚醒剤の中毒者 <b>全員なし</b>
	(6)	者等の	業務を	適正に	こより高度管理医療機器等の販売業 こ行うに当たつて必要な認知、判断 <b>全員なし</b> 別に行うことができない者
欠格条項	(7)				等の販売業者等の業務を適切に行う 及び経験を有すると認められない者 <b>全員なし</b>
備	1		老		太郎及び浜田次郎は令和3年8月1日から責 員である。 今和3年8月1日より責任役員であった旨を

上記により、高度管理医療機器等の

載すること。

の許可の更新を申請します。

令 和 3 年 9 月 15 <sub>日</sub>

所 (法人にあつては、主) 東京都千代田区霞が関1-2-2

法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名

県庁株式会社 代表取締役 薬事 太郎